

## ( 2 )有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域の指定について

### 火山活動等の経緯及び復興の状況等

平成12年3月31日 13時07分頃噴火

(6,874世帯15,815名に避難指示、人的被害なし)

平成13年3月末 北海道「有珠山噴火災害復興計画基本方針」を策定

5月28日 火山噴火予知連絡会の見解「マグマの活動は終息」

6月20日 火口周辺200m程度の範囲を除き、避難指示を解除

6月23日 「タウンミーティング イン 北海道(虻田町)」を開催  
(洞爺湖観光の安全性をPR)

6月28日 「有珠山噴火非常災害対策本部」を廃止  
「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議(議長:防災担当大臣)」  
を設置

7月23日 伊達市、虻田町及び壮瞥町が「復興計画」を策定  
(「火山との共生」を目指した復興の取組みを推進)

8月2日 第1回「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議」を開催

現在、避難指示対象者は0名。

平成13年度上半期における虻田町の宿泊客数は33万人強で、平成11年度上半期の72.6%まで回復。

## 避難施設緊急整備地域の指定

### ① 指定の必要性

本年3月に北海道が有珠山噴火災害復興計画基本方針を、7月には地元1市2町が復興計画を作成するなど、復興への取組みが本格化している。

北海道の復興計画基本方針及び1市2町の復興計画においては、居住環境の整備、砂防施設等の整備及び火山資源の活用による観光開発等の復興対策を推進することとしている。

これらの復興対策の中でも、土石流等による被害を防止するための土石流センサーの設置、遊砂地等の整備が地域の災害防止に重要であり、さらに、円滑な避難を確保するための道路の整備を推進する等、地域における住民の生命の安全を図る対策を円滑に実施することが、地域の復興に向けての大前提となる。

このような住民の安全を図る対策を強力に推進するため、国としても、有珠山周辺地域を活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）の避難施設緊急整備地域に指定する必要がある。

### ② 指定しようとする地域の考え方

今回指定しようとする地域は、火砕流及び火砕サージ、噴石、融雪型泥流、二次泥流の4種類の火山現象による災害予想範囲を重ね合わせた最大範囲であり、噴火による災害危険性を有し、避難施設（法第3条の避難施設緊急整備計画に基づく事業）や土石流対策施設等（法第16条に基づく事業）を緊急に整備する必要がある。（別紙1）

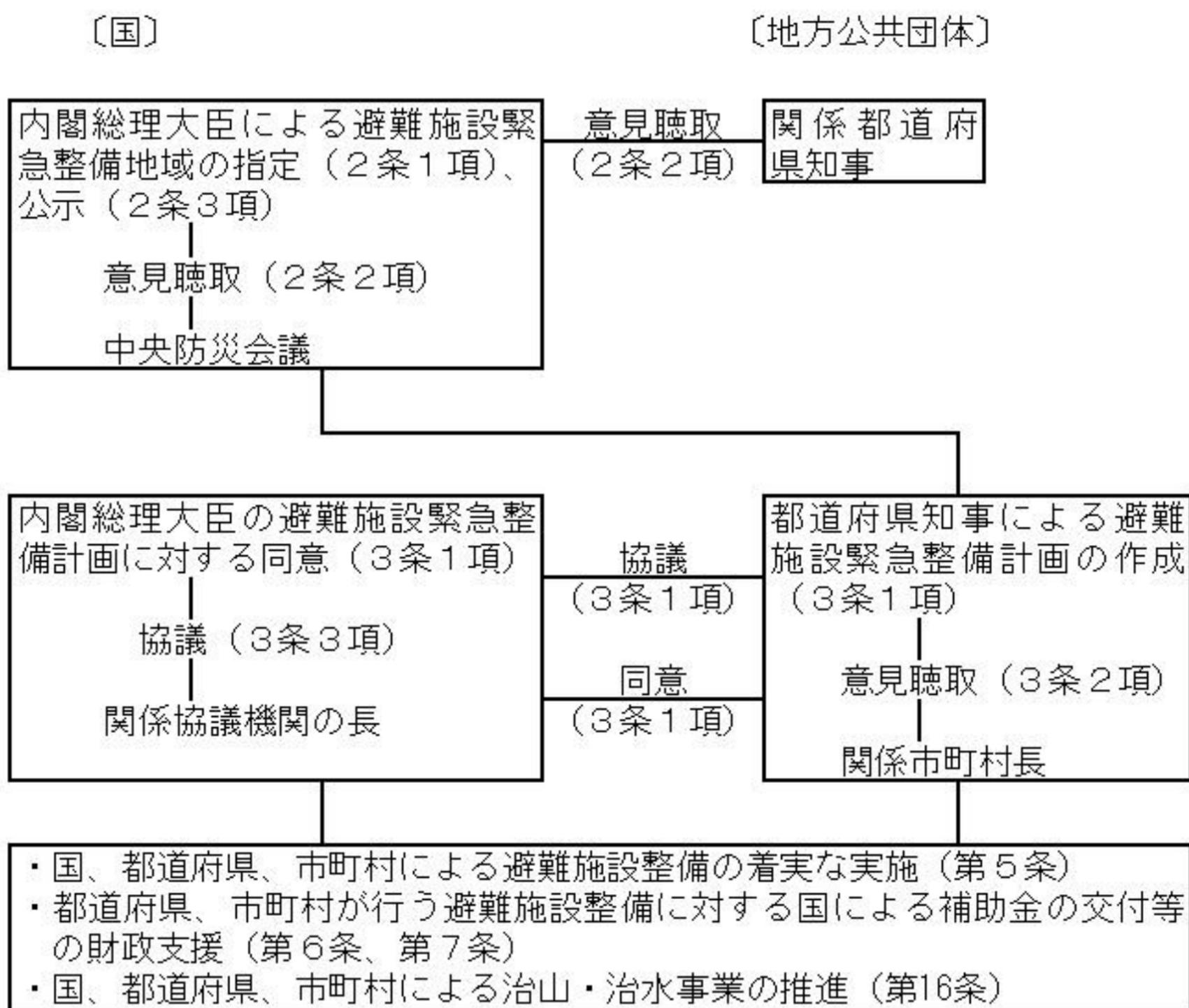
具体的な該当区域は、有珠山周辺地域である伊達市の区域の一部、虻田郡虻田町の区域の一部及び有珠郡壮瞥町の区域の一部である。（別紙2）

## 今後の日程

平成13年12月26日 官報告示（予定）

平成14年1月以降 北海道知事による避難施設緊急整備計画の作成  
内閣総理大臣への協議

## 1. 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設整備等



## 2. 過去の避難施設緊急整備地域の指定例

桜島	昭和48年12月28日（鹿児島市及び鹿児島郡桜島町の区域）
	昭和53年7月28日（垂水市の区域）
阿蘇山	昭和50年3月1日
有珠山	昭和54年6月23日
伊豆大島	昭和62年1月23日
十勝岳	平成元年3月20日
雲仙岳	平成3年9月27日